

意見書案第4号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書案
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年3月10日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ解禁法は、昨年12月、十分な国会審議を経ることなく成立した。

この法律は、カジノ施設のほか、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設などが一体となった特定複合観光施設を設置できるよう、制度整備を促すもので、刑法で禁止されている賭博罪の例外として、カジノ施設の設置が解禁されようとしている。

厚生労働省が平成26年に公表した調査で、ギャンブル依存症は536万人と推計され、また、警察庁が公表した犯罪統計によれば、昨年1年間のパチンコ依存及びギャンブル依存を犯行の動機とする犯罪は2,328件発生しており、カジノ施設が設置された場合、ギャンブル依存症となる者の増加が懸念されている。

また、多重債務、失業、自殺、犯罪の誘発等の社会的コストが増大することや、青少年の健全育成を阻害することも危惧されている。

よって、国におかれては、カジノ解禁法の成立に当たり、社会的影響や懸念される諸課題について、十分に議論を尽くしたとは言えず、国民的な理解が得られたものとは言い難いことから、カジノ解禁法を廃止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て